

就労（予定）証明書の様式の変更について

これまで伊賀市では、独自の様式で就労証明書の提出をいただいております。また、事業所においての記載及び証明欄の押印等の手間を省略するため、保護者自身が就労証明書の記載をしたうえで、健康保険証（写）の添付での対応としていました。

しかしながら、将来的に、原則として押印を不要とした行政手続におけるオンライン化の取り組みが進められていることにより、令和3年7月から国の定める【就労証明書の標準的な様式】を利用することとの指導を受けています。

そこで、令和4年度の保育所（園）入所（園）申請時より、国の定める【就労証明書の標準的な様式】を使用することとしましたので、下記の点にご留意いただき、ご提出ください。

- 証明書は保護者本人ではなく保護者の就労先事業者等にて作成してください。
- 健康保険証（写）の添付は、不要です。
- 自営業（農業など含む）の方は、ご自身で記載していただき、税務署へ提出された開業届（写）もしくは確定申告書（写）を添付してください。開業間もない場合などの理由により添付が困難な場合は、そのことを証明いただける民生委員へ署名を依頼してください。
- 育休を取得される方については、別様式で育児休業証明書の提出をお願いしていましたが、就労証明書中の「12」・「13」・「14」欄の育児休業に係る事項を就労先事業者等が記載することで提出不要とします。
- 様式は市のホームページにてダウンロードが可能ですが、必ずA4両面印刷をしてご提出ください。